十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、〇〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地域開発事業団（以下この号及び次条第一項第三号イの表第九号において「地域開発事業団」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等又は地域開発事業団が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、同法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び同法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県、一部事務組合等又は地域開発事業団（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等又は地域開発事業団にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（以下「特殊地下壕対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、〇〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、同法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び同法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（以下「特殊地下壕対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。